失語症者向け意思疎通支援者の派遣について

１．当初の想定（認証・公表）　　　　　　　　　　　　　　　　　２．認証・公表制度の課題

当事者は、障がい特性を理解している職員等がいる施設で、安心して当該施設での支援を受ける事が可能

※既存のサービスのなかで付随的に失語症者支援を

行うことになるため、失語症者支援の費用は発生

しない想定

①府内の福祉事業所職員等が「失語症者向け意思疎通支援者

養成研修」を受講

②研修修了者の情報を府にて一括管理するとともに、修了者が在籍する事業所を「認証」

③府のHPにて修了者が在籍する事業所を「公表」

⇒

①制度上の課題

認証・公表制度は、利用者が障がい福祉サービスを受給することを前提とした制度となってしまう

⇒　失語症者支援を必要とする全ての当事者にサービスを供給できない

可能性

②施設の受入れの問題

施設の場合、受入れ人数の上限があることが多い

⇒　施設利用を希望する当事者を受け入れられない可能性

③当事者の求めるニーズの問題

当事者が求めているのは会話の相手など

一方、失語症者向けの施設で提供される支援は日常生活に戻るためのリハビリ

⇒　ニーズとマッチしない可能性

３．今後の方向性（派遣制度の検討）

〇養成研修における集団実習の場を、「サロン」として活用し、養成研修修了者をその場に派遣する方向で関係団体との調整を進める。

　※サロン…当事者等が集まり会話を行うことを通じ、当事者同士の交流や情報交換を行う場。

集団実習は令和４年度から実施予定。養成研修修了者の派遣は令和５年度から実施する方向で計画中。

　⇒　実習の場を活用し、派遣制度の利用者である当事者のニーズ把握等をめざす

※参考

地域生活支援事業の都道府県が担う失語症者向け意思疎通支援者の派遣

⇒　「複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等」など（＝国見解は「サロン」もこれに該当するとしている）